

Ⅱ 調査結果の概要

1 配偶者暴力防止法についての認知

(1) 配偶者暴力防止法の認知度

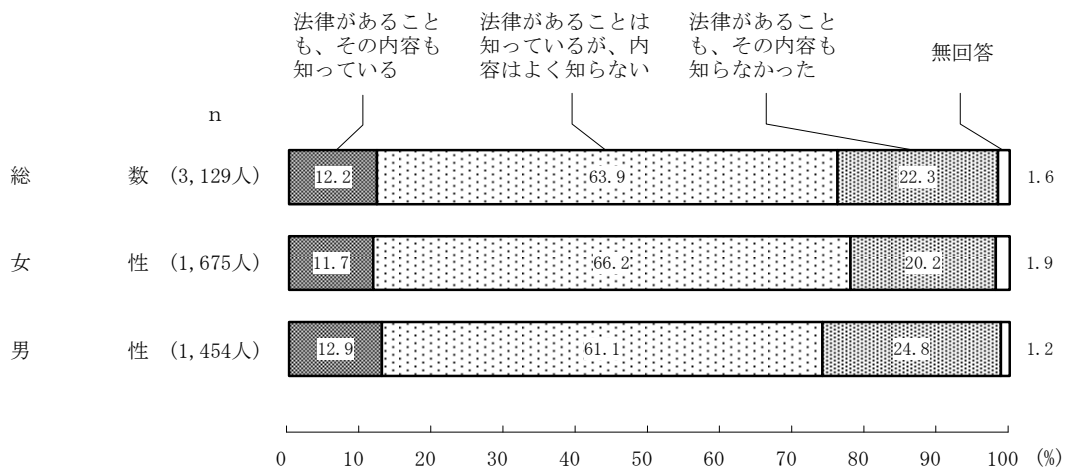
平成13年4月に成立し、平成16年6月及び平成19年7月に改正された「配偶者暴力防止法」について、「法律があることも、その内容も知っている」という人は12.2%で、6割の人は「法律があることは知っているが、内容はよく知らない」(63.9%)と答えている(図1-1-1)。

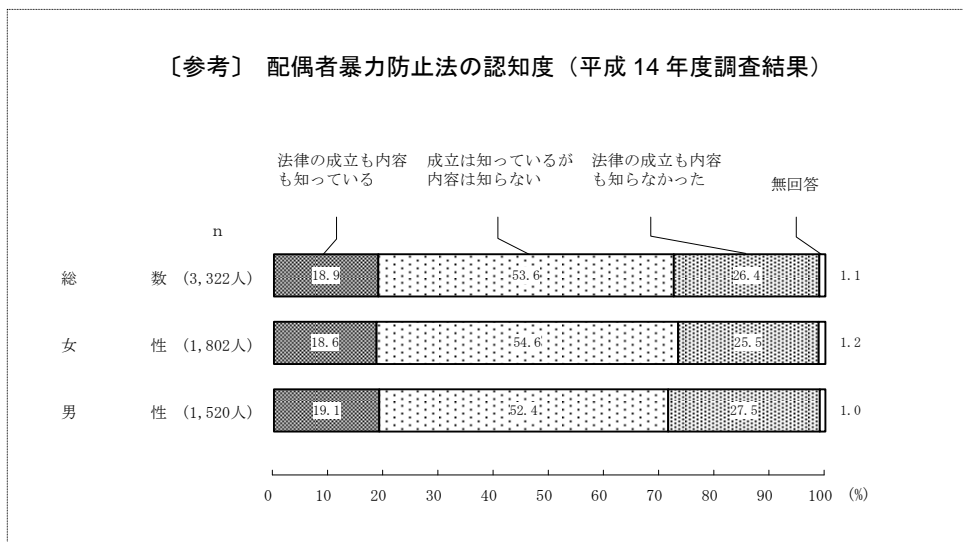
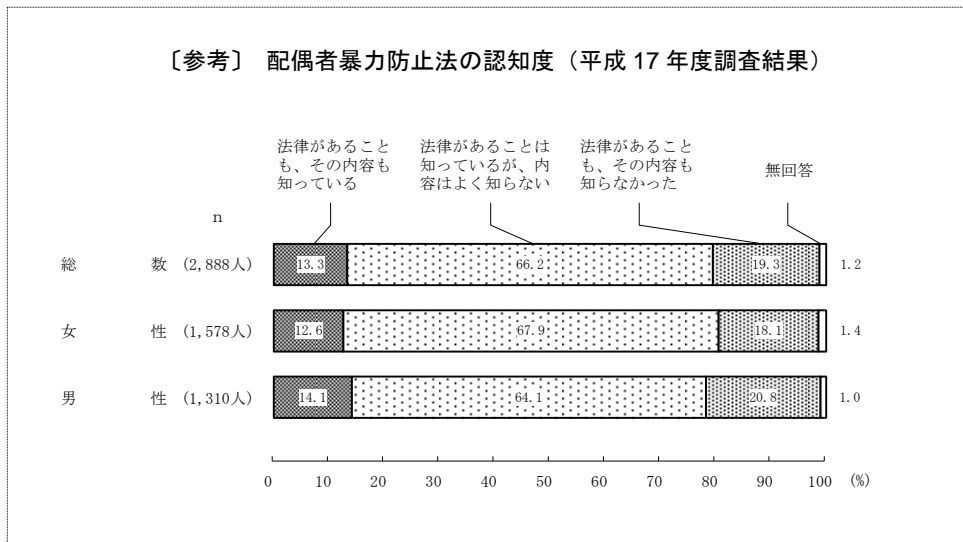
「法律があることも、その内容も知らなかった」(22.3%)という人は、2割となっている。

男女別にみても(図1-1-1)、配偶者暴力防止法の認知度に差はみられない。

問1 あなたは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)」を知っていますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。(○は1つ)
(この法律は、配偶者からの暴力に関する相談などの体制を整備することにより、配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護を図るものです。)

図1-1-1 配偶者暴力防止法の認知度

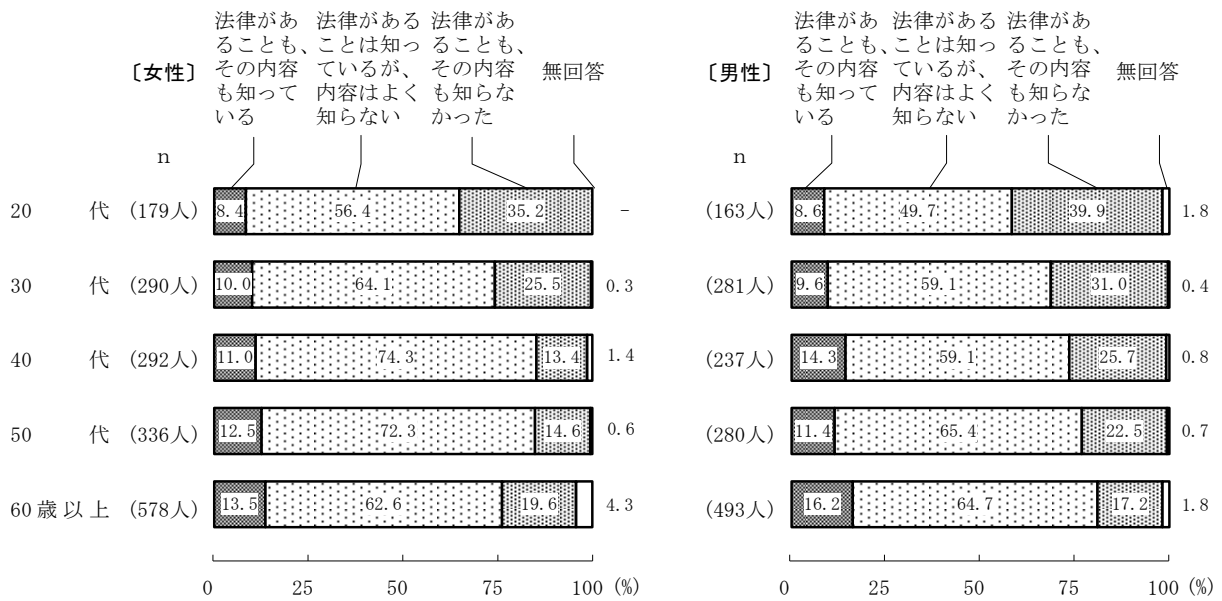




配偶者暴力防止法の認知度を性・年齢別にみると（図 1-1-2）、「法律があることも、その内容も知っている」という人の割合に大きな差はみられないが、女性の 60 歳以上（13.5%）、男性の 40 代（14.3%）と 60 歳以上（16.2%）の性・年齢層でやや高くなっている。

一方、「法律があることも、その内容も知らなかった」という人は、男女とも 20 代で 4 割弱（女性 35.2%、男性 39.9%）とやや高くなっている。

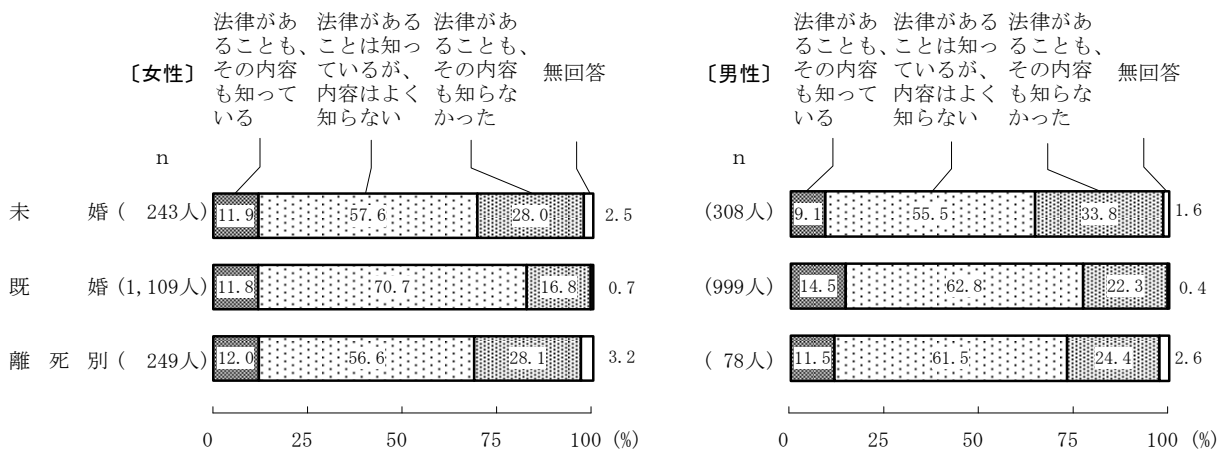
図 1-1-2 配偶者暴力防止法の認知度（性・年齢別）



配偶者暴力防止法の認知度を性・未既婚別にみると（図 1-1-3）、「法律があることも、その内容も知っている」という人は、男性の既婚者（14.5%）でやや多くなっている。

一方、「法律があることも、その内容も知らなかった」という人は、男女とも未婚者（女性 28.0%、男性 33.8%）で3割ほどおり、女性の離死別者（28.1%）でも3割弱となっている。

図 1-1-3 配偶者暴力防止法の認知度（性・未既婚別）



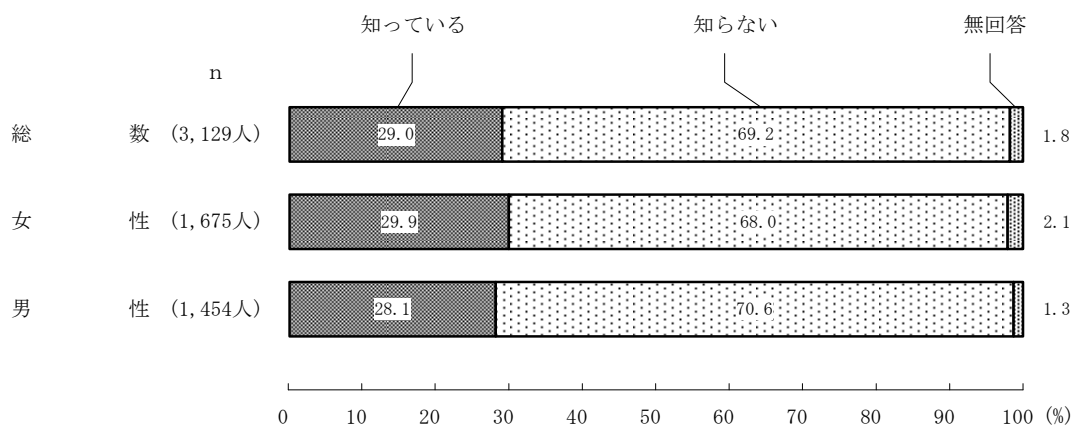
(2) 配偶者からの暴力の相談窓口の周知度

配偶者からの暴力について相談できる窓口を「知っている」(29.0%)という人は3割で、「知らない」という人(69.2%)が多数を占めている(図1-2-1)。

男女別にみて、配偶者からの暴力の相談窓口の周知度に差はみられない(図1-2-1)。

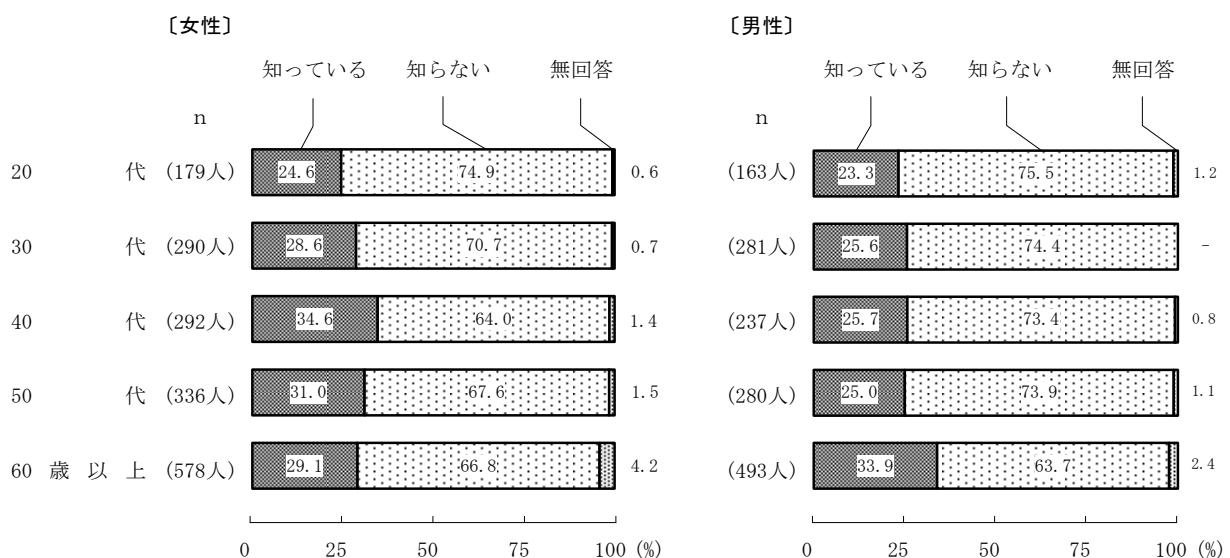
問2 あなたは、配偶者からの暴力について相談できる窓口を知っていますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。(○は1つ)

図1-2-1 相談窓口の周知度



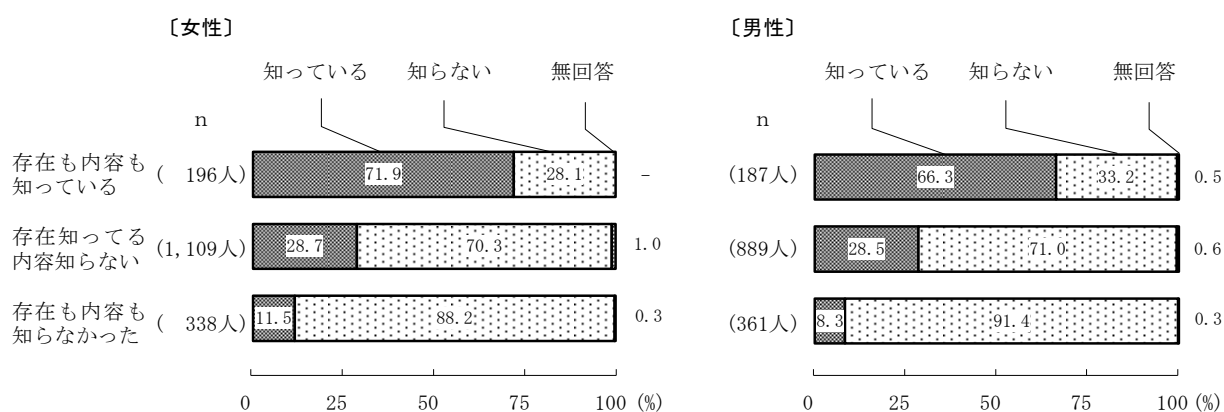
性・年齢別にみても大きな差はみられないが(図1-2-2)、「知っている」という人は女性の40代(34.6%)、男性の60歳以上(33.9%)の性・年齢層でやや多くなっている。

図1-2-2 相談窓口の周知度(性・年齢別)



性・配偶者暴力防止法の認知度別にみると（図 1-2-3）、男女とも配偶者暴力防止法の『存在も内容も知っている』人では、配偶者からの暴力について相談できる窓口を「知っている」（女性 71.9%、男性 66.3%）という人が多数を占めている。これに対して、男女とも配偶者暴力防止法の『存在は知っているが、内容はよく知らない』人では、配偶者からの暴力について相談できる窓口を「知らない」（同 70.3%、71.0%）という人が 7 割を占め、さらに、法律の『存在も内容も知らなかった』人では 9 割ほどが相談窓口も「知らない」（同 88.2%、91.4%）と答えている。

図 1-2-3 相談窓口の周知度（性・配偶者暴力防止法の認知度別）



平成 17 年度調査と比較すると（図 1-2-4）、相談窓口の周知度に大きな変化はみられない。

図 1-2-4 相談窓口の周知度 - 時系列比較

